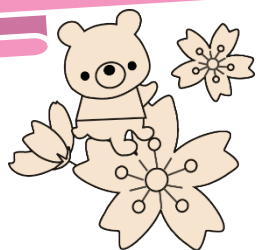


★セブテム20周年★
おめでとうございます



セブテムメンバーズの皆様へ！
ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪

リリーフ通信

『平成28年 熊本地震』について

このたびの熊本地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

今回は、災害時に知っておくと役に立つ情報をお届けします。

地震保険に加入されている場合、損害の程度により、『全損⇒100%』『半損⇒50%』『一部損⇒5%』の保険金が支払われます。地震が原因による火災については、一般の火災保険ではなく地震保険から支払われます。保険金支払いを迅速に進めるため、契約者が損害状況を自己申告できるようにするとともに、提出書類の一部を省略できるような措置が順次とられています。

次に、災害により被害を受けた場合の所得税の軽減免除についてですが、災害によって住宅・家財などに損害を受けたときは、『雑損控除』または『災害減免法』に定める税金の軽減免除の**いずれか有利な方法**で所得税の**全部または一部**を軽減することができます。

他にも、地震などの災害にあった場合の税制上の措置として、①申告・納付の期限の延長、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③納税の猶予などがあります。

義援金については、熊本県の災害対策本部・日本赤十字社へ支払った義援金・「ふるさと納税緊急寄付金」などは『特定寄附金』に該当し、年間合計額マイナス2千円が寄附金控除額となります。（特定寄附金の限度額は所得金額の40%相当額）ふるさと納税についても『お礼品不要』で支援金として送金される方も増えてきているようです。

一人ひとりが今できることを考え、協力し合って被災地支援・復興につなげていきたいですね。不明な点などありましたら、お気軽に(株)リリーフまでお問い合わせください。

(株)リリーフ お金の教室事業部 担当：小栗裕子

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp

おかげさまで(株)リリーフは7月5日で10周年を迎えます。

「お金の教室」は10周年記念として開催しています。

【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】 ※可能な範囲で結構です